

世田谷区教育委員会学級経営支援教員（会計年度任用職員）募集要領

募集にあたって

世田谷区では、ここ数年、各小学校2～3名の新人教員が配置されており、育成業務が過負荷の状況にあります。それを要因とした学級の荒れや保護者等からの不安の声も増加しています。

これらの課題に対応するため、令和8年度より、小学校のブロックごとに、配置先の学校を固定しない教員を配置し、巡回しながら新人育成を担当することにより、安定的かつ持続可能な学級運営を推進します。

学校等での勤務経験を有し、教員の指導育成に熱意を持って取組む人材を募集します。

1 職務内容

- (1) 教員の学級経営にかかる巡回指導に関すること
- (2) 児童及び生徒の授業等の指導、進路指導、生活指導その他の教育に係る指導に関すること
- (3) 新人教員の育成にかかる計画の立案及び育成の実施にかかる支援に関すること。
- (4) 適切な職場環境の整備にかかる支援に関すること。
- (5) その他、所属長の指示する事項

2 応募資格

以下に記載する免許状のいずれかを有する者であって、学校教育法第1条に該当する学校において、教育職員として勤務した経験年数が20年以上ある者又は民間企業やNPO法人等で児童生徒を直接指導する職員として勤務した経験年数が20年以上ある者。

- (1) 教諭普通免許状
- (2) 特別免許状
(国語、数学(算数)、英語、理科、社会及び体育のいずれかの教科に限る)
- (3) 助教諭の臨時免許状

※地方公務員法等で選考を受けることができないとされている方は応募できません。
地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者

※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません（心神耗弱を原因とするもの以外）。

3 勤務条件

(1) 任用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 勤務実績等を考慮し能力実証を行った上で、再度の任用をする制度があります。

(2) 勤務日数 年192日勤務（各月1日以上、22日以内の範囲で所属長が定めます。月平均16日。原則として年間授業日に勤務を割振ります。）

(3) 勤務時間 午前8時15分から午後4時15分まで（1日7時間00分）
うち休憩60分間

※ 原則超過勤務はありませんが、公務のために緊急の必要がある場合、所定の勤務時間以外に超過勤務をお願いすることがあります。超過勤務を行った場合は、超過勤務手当（相当する報酬）を支給します。

※勤務場所によっては、勤務時間が多少前後することがあります。

(4) 勤務場所 世田谷区立小学校

その他教育委員会が指示する場所

(5) 報酬 年間支給額 約400万円（令和8年度予定額）

・報酬月額 240,886円（地域手当相当分を含む）

・期末・勤勉手当 約100万円（採用初年度）

※ 年間支給額及び期末・勤勉手当の額は年間を通じて（4月から3月まで）任用された場合の額（任用期間により変動する場合があります）。

・交通費別途支給（月額上限25,000円）

(6) 社会保険等 健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。

(7) 公務災害補償等 公務災害補償等の適用となります。

(8) 休暇 年次有給休暇その他条例等に規定する休暇等の制度があります。

(9) 身分 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員（会計年度任用職員）

(10) その他 ① 地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合は懲戒処分等の対象となることがあります。

② 勤務場所は、原則敷地内禁煙です。

4 募集人数 若干名

5 選考方法

第1次選考 書類選考

第2次選考 面接（第1次選考合格者について実施）

6 選考結果 第1次選考の結果通知は、書類受領後、2週間程度で通知します。
第2次選考の結果通知は、面接後、2週間程度で通知します。

7 申込方法 以下の書類を、郵送または持参により申し込んでください。

- ① 世田谷区教育委員会学級経営支援教員（会計年度任用職員）採用選考申込書
兼履歴書（写真貼付）
- ② 免許状の写し
- ③ 世田谷区における勤務経歴等確認票

提出先 〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27
教育指導課人事係（東庁舎6階603番窓口）

問合せ先

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 世田谷区役所東庁舎6階
世田谷区教育委員会事務局学校教育部教育指導課人事係
問合時間：午前8時30分から午後5時（土日祝日を除く）
電話番号：03-5432-2709